

監査結果の公表（その4）

平成29年度定期監査（その4）を実施した結果の概要を次のとおり公表します。

茂原市監査委員 元吉 敬宇
茂原市監査委員 金坂 道人

監査の対象 都市建設部土木建設課・土木管理課・都市計画課・建築課・都市整備課・下水道課

監査の期間 平成30年1月11日から3月2日まで

監査の場所 茂原市役所、茂原市東郷地先内水対策関連工事他1箇所

監査の方法 監査の実施にあたっては、各所管の財務に関する事務事業が効果的、経済的に執行されているか。住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めて

いるか。

また、前回の指摘事項の改善はなされているかに主眼を置き、提出された資料・関係諸帳簿を調査するとともに説明を聴取することにより、適正な監査の執行に努めた。

監査の結果 計画された事務事業はほぼ順調に進行しており、関係諸帳簿もおおむね適切に処理されていると認められた。

所見 事務事業の執行状況に関する所見は次のとおりであるので、検討のうえ一層適切に事務事業が執行されるよう要望する。

○通学路の交通安全の確保については、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生していることから、「茂原市通学路交通安全プログラム」に基づき、

千葉県、茂原警察署、教育委員会等関係機関と連携し、引き続き定期的な合同点検を行い、交通事故を防止するため様々な交通安全施設等整備を実施されたい。

○内水対策については、平成25年の台風26号により浸水被害が発生したことから、浸水被害解消のため、今後も「一宮川流域茂原市街地安心プラン」などに基づき事業を進めるとともに、老朽化した排水機場や排水路の新・改築及び排水機場の施設延命のための定期的な診断や整備など計画的に取り組まされたい。

○道路の管理については、道路に埋設した事業者に対し、水道管、下水道管、ガス管などの老朽化による道路陥没を防ぐため、維持管理を義務付け及び当該義務違反者への措置命令権限を規定した「道路法等の一部を改正する法律案」を注視しながら、適切な道路管理に取り組まされたい。

○路線バス運行事業補助金については、茂原白里線、本納白子線、茂原駅陸沢中央

公民館線の3路線の赤字額を関係市町で乗降客数や総乗車長に応じ按分しているが、利用者が減少傾向であることから、利用者の増加を図り補助額の削減に努められたい。

○都市計画道路の見直しについては、社会状況の変化を踏まえ、都市計画道路の必要性を再検証し、見直しすべき路線については、その理由を明確にして適切な見直しを行うとともに、市民へ適時適切に情報提供を行うなど見直しの過程を透明にすることにより説明責任を果たされたい。

○空家等の対策については、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、本市においては平成25年現在4,080戸、全建物総数の約9%を占めており、国において地域住民の生活環境の保全、空家等の活用を目的として、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年に施行され、市町村の役割として空家等対策



▲管理されていない空家

の体制整備、空家等対策計画の作成などとされていることから、空家管理条例などを早期に策定し、空家対策に取り組まされたい。

○組合施行による土地区画整理事業については、「大芝」及び「ゆたか」土地区画整理組合から土地区画整理法第41条第1項に基づき賦課金及び過怠金の徴収の申請を受け、未納者に対し滞納処分を行っているが、両地区の組合解散を平成32年度末に予定していることから、残されている課題を解消し、解散に向けて取り組まれたい。

○茂原公園については、本市の中心的都市公園であることから、茂原公園再生計画により更なる桜による魅力